

定価消費税込)一箇年 一六八〇〇円(郵送料を含む。)

山梨県公報

号外第三十二号

平成二十一年
四月三十日

木曜日

目次

条 例

山梨県手数料条例の一部を改正する条例……………一

条例のあらまし

山梨県手数料条例の一部を改正する条例(条例第三十三号)(長寿社会課)

- 1 介護保険法等の一部改正に伴い、規定の整理を行うこととした。
- 2 この条例は、平成二十一年五月一日から施行することとした。

条 例

山梨県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年四月三十日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県条例第三十三号

山梨県手数料条例の一部を改正する条例

山梨県手数料条例(平成十二年山梨県条例第三号)の一部を次のように改正する。
別表第二の百七十一の二の項中、「第百十五条の二十九第二項」を、「第百十五条の三十五第二項」に、「第百四十条の二十九」を、「第百四十条の四十三第一項」に改め、同表百七十一の三の項中、「第百十五条の二十九第三項」を、「第百十五条の三十五第三項」に改める。

附 則

この条例は、平成二十一年五月一日から施行する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番